

発災後10年目における東日本大震災からの 農林水産業の復旧・復興

**令和 3 年 3 月
農林水産省**

東日本大震災による農林水産関係の被害状況

東日本大震災では、農林業関係で1兆1,789億円、水産業関係で1兆2,637 億円、合計で 2 兆4,426億円
の被害が発生。これは、阪神・淡路大震災の約26倍、新潟県中越地震の約18倍。

農林業関係被害

農地（2.6 万ha）	4,288億円
農業用施設等（18,140箇所） （水路、揚水機、集落排水施設等）	4,711億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等（農業倉庫、ハ ウス、畜舎、堆肥舎等）	493億円
林野関係（林地荒廃、治山施設、林道 施設、木材加工流通施設等）	2,155億円
合計	1兆1,789億円

注：1 平成24年 7 月 5 日現在
（農地・農業用施設等は令和 3 年 2 月 1 日現在）
2 被害額には、原子力災害による額は含まれていない。

水産業関係被害

漁船（28,612隻）	1,822億円
漁港施設（319漁港）	8,230億円
養殖関係	1,335億円
養殖施設	738億円
養殖物	597億円
共同利用施設（1,725施設）	1,249億円
合計	1兆2,637億円

注：1 平成24年 7 月 5 日現在
2 漁船は、21都道県で被害（岩手、宮城、福島では約9割で被害）
3 漁港施設は、7 道県約 4 割で被害（岩手、宮城、福島では、ほぼ全てで被害）
4 この他、民間企業が所有する水産加工施設、製氷冷凍冷蔵施設等で約1,600億円の被害（水産加工団体等からの聞き取り）

復旧・復興に向けた農林水産省の取組事例

東日本大震災の発生から10年を迎え、農林水産省として行ってきた様々な支援と県、市町村、農林水産関係者の努力により、インフラの復旧や安全・安心な農業生産の体制づくりは相当程度進展。

地震・津波により被災した農地・農業用施設の復旧

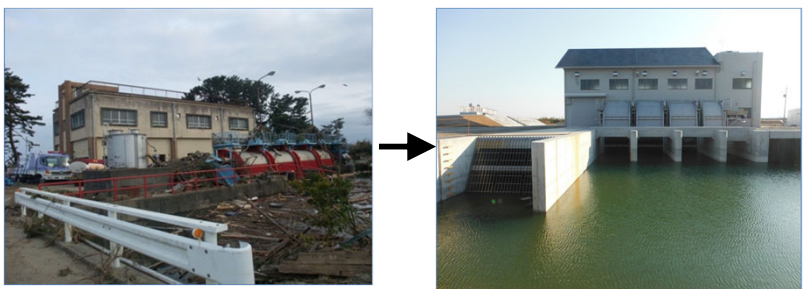
- ・津波被害を受けた農地は、除塩を行う必要があるが、国の事業としては、当時除塩事業はなかった。
- ・このため、土地改良法の特例法を制定し、農業用施設の復旧に加え、除塩、区画整理を含む農地の復旧を、被災県知事からの要請に応じて国が一貫して一体的に実施。

【仙台東】ほ場整備（大区画化）



除塩、区画整理を含む農地の復旧

【名取川】閑上排水機場

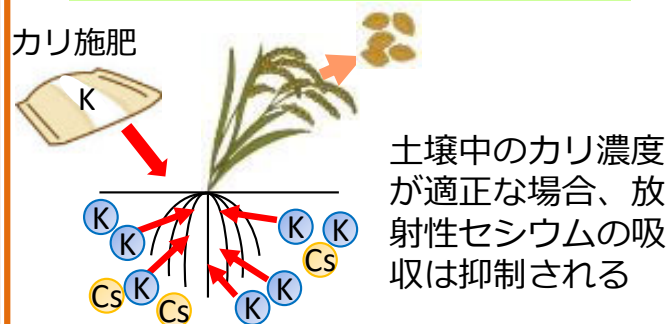


損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況

放射性物質の懸念が広がる中、安全で安心できる農業生産の実現に向けた取組

- ・放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



適切な家畜の飼養管理を徹底

畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないように、暫定許容値以下の飼料のみを給与するなど適切な家畜の飼養管理を徹底。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、
豚：80Bq/kg、
鶏：160Bq/kg

米の全量全袋検査の実施

福島県では、収穫後はすべての県内産米を検査し、放射性セシウム基準値を超える米を流通させない「全量全袋検査」を実施。



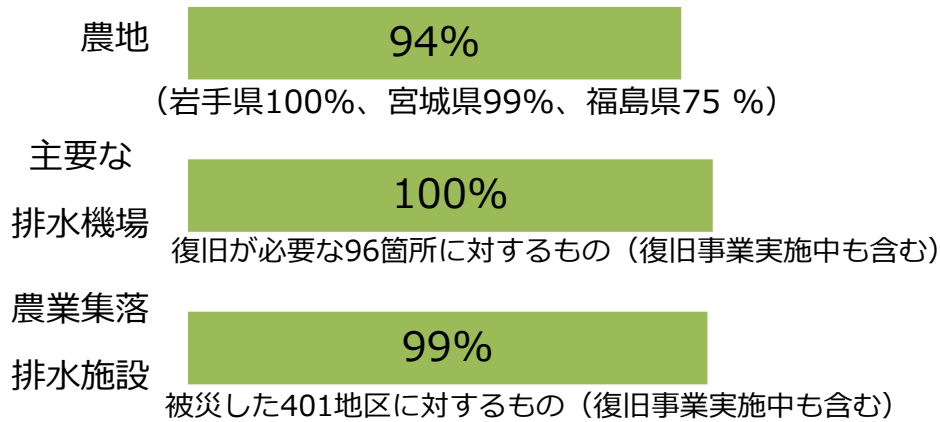
- ・平成23年以降、基準値超過が検出された割合は、全ての品目で低下。
- ・米については、平成27年度以降基準値超過はなく、令和2年産から一部の地域を除き、モニタリング検査に移行。

震災からの復興の現状（農業）

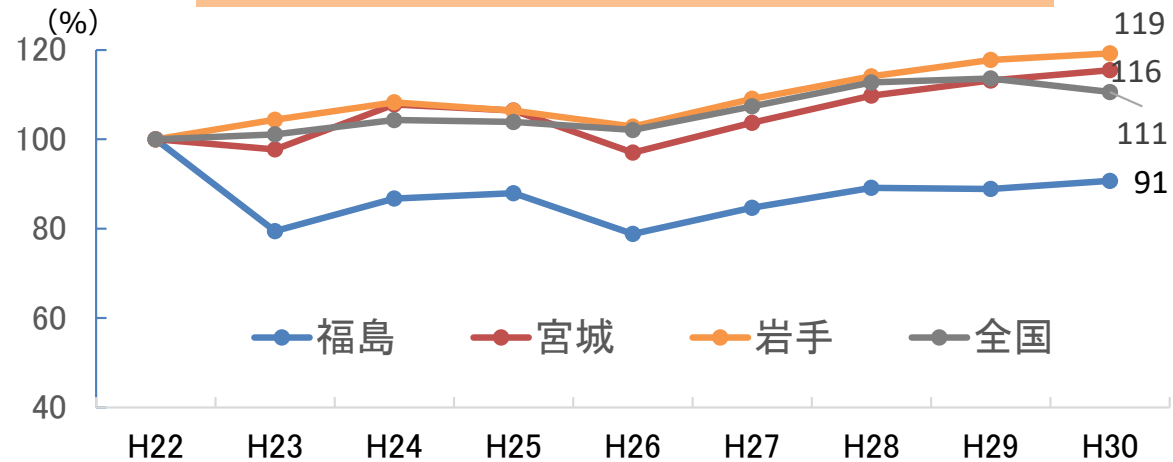
MAFF

- 地震・津波による被害については、営農の基盤となるインフラはほぼ復旧。
岩手県、宮城県では震災前の農業産出額を上回るまで復興。
- 一方、福島県は、農産物の輸出量が過去最高を記録するなど、前向きに復興が進んでいるところもあるが、原子力被災12市町村では、営農再開に至っていない厳しい状況に置かれている。

○農業関係のインフラの整備状況



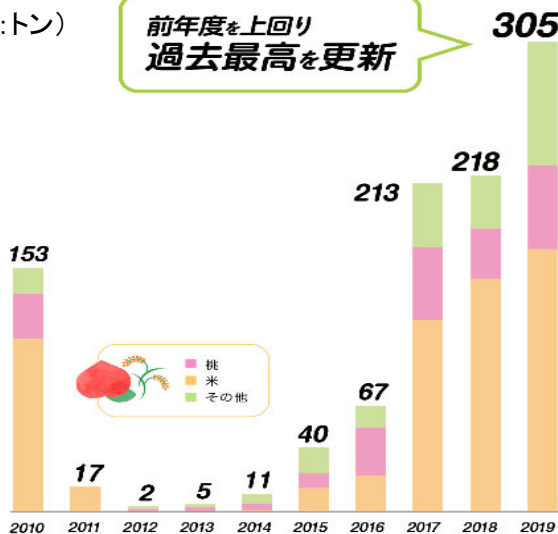
○【被災3県の農業産出額の推移（H22年比）】



○福島県産農産物輸出量（桃、米等）

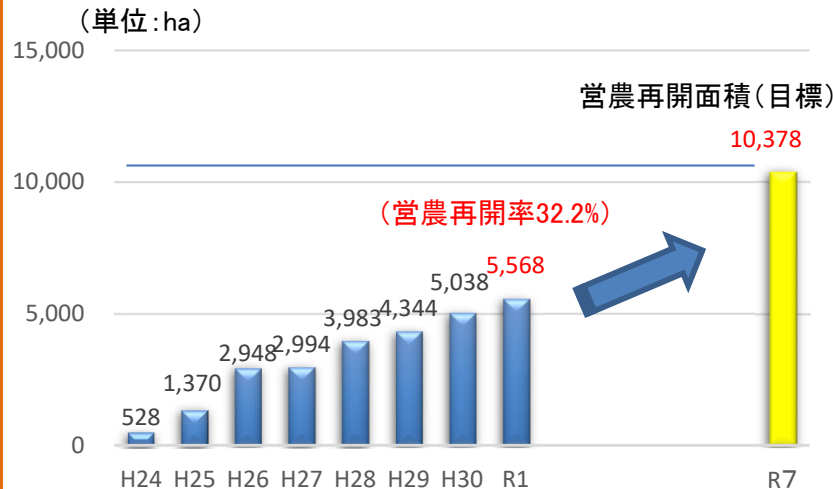
(単位:トン)

前年度を上回り
過去最高を更新



○営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）

(単位:ha)



※令和7年度末までに、営農休止面積の6割の営農再開を目標とする。

○農業産出額（原子力被災12市町村）

(単位:億円)

震災前(H18)



12市町村合計

震災前(H18)



10町村
(南相馬市、田村市除く) 合計

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制緩和・撤廃の概要

MAFF

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、39の国・地域で輸入規制を撤廃、15の国・地域で輸入規制を継続）。（2021年1月29日現在）

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名
事故後輸入規制を措置 54	規制措置を撤廃した国・地域 39		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル
	輸入規制を継続して措置 15	一部の都県等を対象に輸入停止 6	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 9	EU及び英国、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。

注3) タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

◇最近の規制措置撤廃の例

◇最近の輸入規制緩和の例

撤廃年月	国・地域名
2020年1月	フィリピン
9月	モロッコ
11月	エジプト
12月	レバノン
"	UAE(野生鳥獣肉を除く)
2021年1月	イスラエル

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2019年3月	シンガポール	放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
4、9、11月	米国	輸入停止(岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイ)→解除
5月	フィリピン	輸入停止(福島県産のヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ)→解除(放射性物質検査報告書の添付)
7月	UAE	検査報告書の対象品目の縮小(福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに)
10月	マカオ	輸入停止(宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品)→商工会議所のサイン証明で輸入可能に 放射性物質検査報告書(9都県産の食肉、卵、水産物等)→商工会議所のサイン証明に変更 放射性物質検査報告書(山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等)→不要に
11月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等)
2020年1月	シンガポール	輸入停止(福島県産の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品)→産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
"	米国	輸入停止(岩手県産クロダイ、福島県産ビノスガイ)→解除
"	インドネシア	・放射性物質検査証明書(47都道府県産の水産物、養殖用薬品、工サ)→不要に ・放射性物質検査報告書(7県産(宮城等)以外の加工食品)→不要に
5月	インドネシア	・放射性物質検査報告書(7県産(宮城等)以外の農産物)→不要に

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

原子力災害被災12市町村を 取り巻く状況と課題

- 営農休止面積17,298haのうち、
営農再開した面積は5,568ha（約3割）
- 被災12市町村の農業産出額は震災前
の約3割
- 「営農再開の意向なし」と回答する
方は約4割、「未定」を加えると約6
割となっており、地域外も含めた担い
手の確保が必要
また、「意向なし」又は「未定」で
ある農業者のうち、「農地の出し手と
なる意向あり」と回答した農業者は約
7割であり、担い手とのマッチングが
必要
- いくつかの市町村では、営農再開を
支援する職員が不足し、「人・農地プ
ラン」の作成や農業委員会の活動が停
滞
- 加工用野菜の需要への対応など、消
費者や実需者のニーズや販売先を見据
えた生産体制の構築が必要

○農業者が安心して、速やかに営農を再開できるよう一連の支援を継続

除染後農地の保全管理から作付実証、農業用機械・施設の導入支援など、一連の支援をきめ細かく実施。



○大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開に向けた支援

1. 被災地方公共団体への人的支援と各関係機関との連携強化

- 令和2年4月より、農林水産省から**常駐職員を被災12市町村へ派遣**
- 福島県、市町村、福島相双復興推進機構、農協等が連携し、市町村の行
う営農ビジョンの作成、人・農地プラン等の**土地利用調整等の取組推進**

2. 農地の大区画化、利用集積の加速化

- 改正福島特措法（令和3年4月施行）**によって、下記制度を新設
 - ・市町村に代わって、**福島県が、農地集積の計画を作成・公示できる**
 - ・農地バンクを活用して、農地の共有者の過半が判明していない農地も
含め、**担い手への権利設定等を行うことができる**
- あわせて、農地集積・集約化の取組強化のため、12市町村を対象に**農
地バンクの現地コーディネーターを配置**

3. 生産と加工が一体となった広域的な高付加価値産地の展開

- 現地に呼び込んだ食品加工メーカー等の実需者等に対し**農産物を供給す
る産地を、市町村を越えて広域的に創出**する際の施設整備等を支援

4. 先端技術の現場への実装に向けた研究開発・現地実証の推進

- 福島イノベーションコースト構想に基づき、**ICT技術やロボット等**を活
用した先端技術の開発
- 新たに現場で直面している課題の解消に資する**現地実証等**の取組を推進

原子力被災12市町村への人的支援

MAFF

- ・令和2年度から12市町村に職員を派遣し、市町村それぞれの状況に応じた支援を実施。
- ・併せて、技術職員（農学、農業土木）等からなるサポートチームを設置し、派遣職員の活動をサポート。
- ・現在、いわき市と富岡町に置かれているサポートチームを令和3年度から富岡町に集約し、機動的に支援。

甘しょ（サツマイモ）の作付拡大等の推進による営農再開の支援（檜葉町）

- ・檜葉町では、県外の企業の協力を得て、甘しょの産地化にチャレンジ。
- ・派遣職員は、町内の農業者に甘しょの生産を呼びかけ、令和3年から新たに27名が参加。JAの甘しょ生産部会も設立され、令和3年の作付面積は町全体で57haを予定。（令和2年：42ha）
- ・広報誌『営農情報ならは』を作成し、農業者への情報発信と営農再開への意識醸成に寄与。



令和2年度に交付金を活用して整備した甘しょ貯蔵施設

ほ場整備計画見直しへの支援（川内村）

- ・川内村では、営農再開に向け、県営でのほ場整備を計画（4工区）し、令和5年頃に着工を予定。
- ・派遣職員は、1工区において、河川も含めた一体的な整備により、将来的により形状の良いほ場となるよう、県の担当者と協議しながら、計画の見直しを提案。今後の効率的な土地利用に向けて貢献。



さんごうだ なかさと
ほ場整備予定の三合田・中里地区

営農再開ビジョン策定の支援（大熊町）

- ・大熊町では、令和4年度を営農再開初年度に設定し、「営農再開ビジョン」の策定に向けた作業を実施中。
- ・農林行政経験のある職員が不足する同町にあって、派遣職員は、当該ビジョン策定のための委員会等の立ち上げや運営に携わるとともに、今年度中に策定するビジョン骨子案の原案作成に尽力。



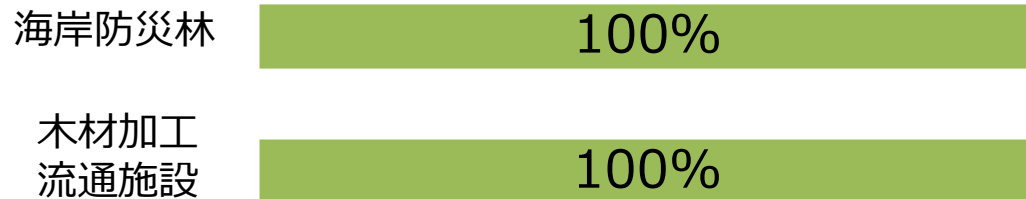
営農再開ビジョン策定委員会の様子

震災からの復興の現状（森林・林業分野）

MAFF

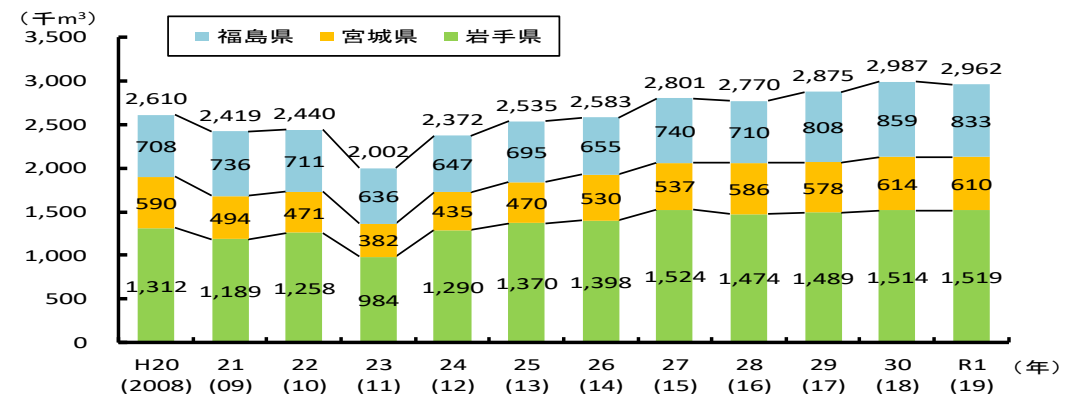
- ・地震・津波による被害については、要復旧の海岸防災林において、145kmで植栽済みであり、木材加工流通施設の復旧は完了。木材生産についても概ね震災前の水準にまで回復。
- ・原子力災害については、森林の空間線量率は低下しているが、落葉層・土壌中には多くの放射性物質が滞留。放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生に向け、引き続き、森林整備と放射性物質対策を一体的に進めていく必要。また、特用林産物への影響は、代表的な品目である施設内で栽培する菌床しいたけの生産量は震災前の水準に回復。他方、自然に近い環境で栽培する原木しいたけは6県93市町村に出荷制限が指示されており、その生産量は平成22年の40%程度。

○震災後の復旧状況

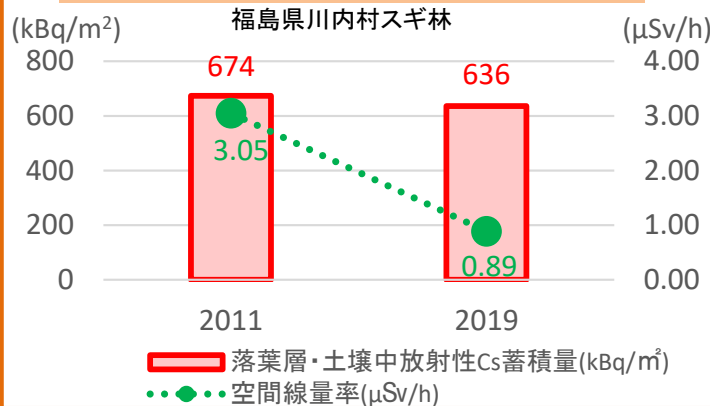


- ・海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（復旧事業実施中も含む。全ての箇所着手し、145kmで植栽済み。）
- ・木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの

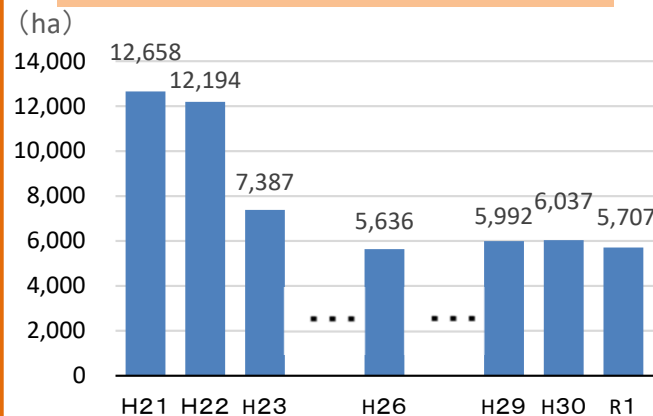
○被災3県の素材生産量の推移



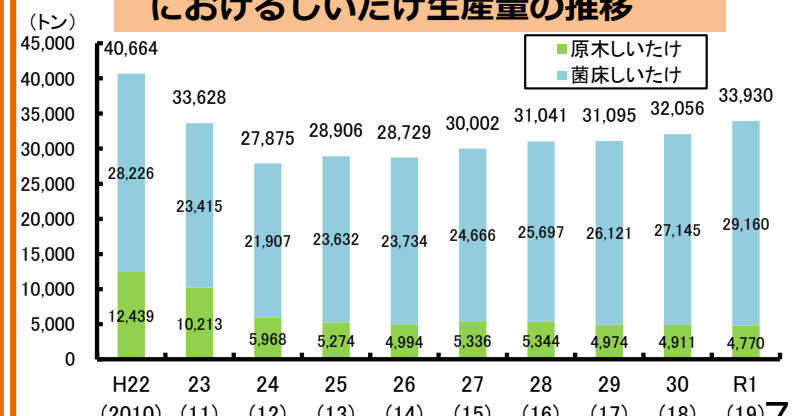
○地中の放射性セシウムの蓄積量と空間線量率の推移



○福島県の森林整備面積の推移



○東日本地域（北海道を除く17都県）におけるしいたけ生産量の推移



被災地の森林・林業の再生を図るため、森林内の放射性物質に関する調査・解析、林業・木材産業の再生や安全な林産物の供給に向けた取組を行う。

森林内のモニタリング

樹木の葉・枝・幹から土壌まで階層ごとに放射性物質の分布状況等を調査、解析。

調査結果

- ・森林内の放射性セシウムの約9割以上が土壌表層に分布
- ・樹木に残る放射性セシウムも多くは樹皮に分布



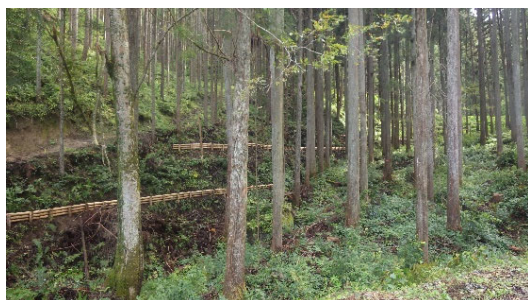
落葉層と土壌の採取



樹皮試料の採取

森林整備とその実施に必要な放射性物質対策

汚染状況重点調査地域等内で森林の概況調査、間伐等の森林整備、放射性物質の移動抑制対策などを実施。



筋工による放射性物質の移動抑制対策



キャビン付き林業機械による間伐

特用林産物の産地再生

生産資材や放射性物質の測定機器の導入支援とともに円滑な出荷制限の解除を促進。原木林の計画的な再生に向けた取組を実施。



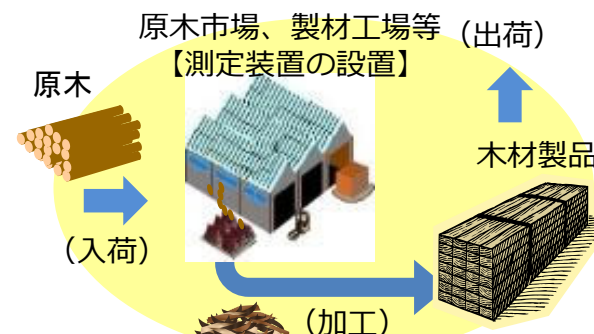
生産資材の導入支援



原木林の伐採等による再生実証

安全な木材製品の供給

木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築及び風評被害防止のための普及啓発を支援。



木材・木材製品の検査体制を整備



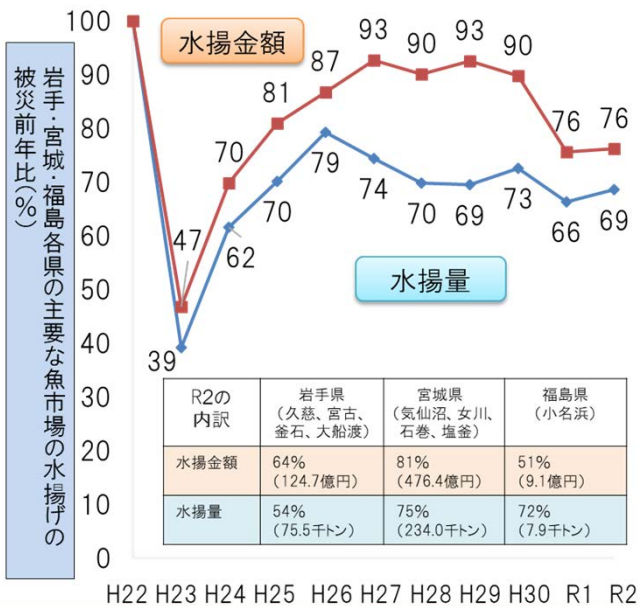
選木機用測定装置

震災からの復興の現状（水産業）

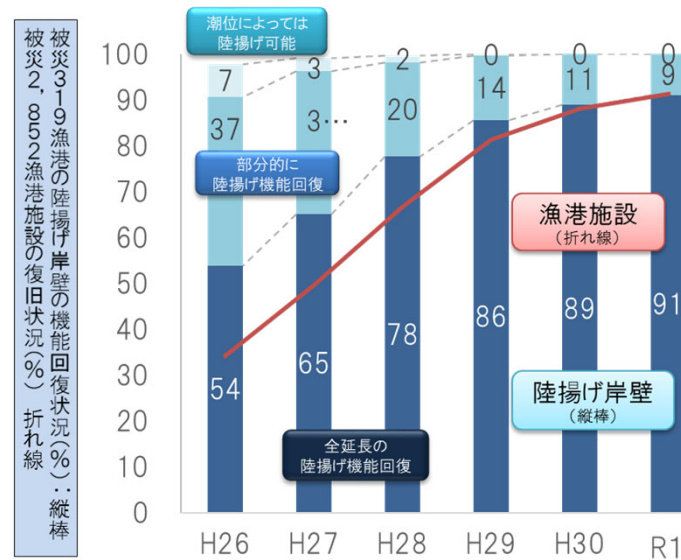
MAFF

- 被災3県の主要な魚市場における水揚量及び水揚金額は、震災前の7割程度及び8割程度の水準。
- H29年度に、被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復。
- 被災3県において、再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開し、産地市場30施設が全て再開。
(福島県において産地市場4施設が集約されたことにより、業務再開状況は100%となった。)

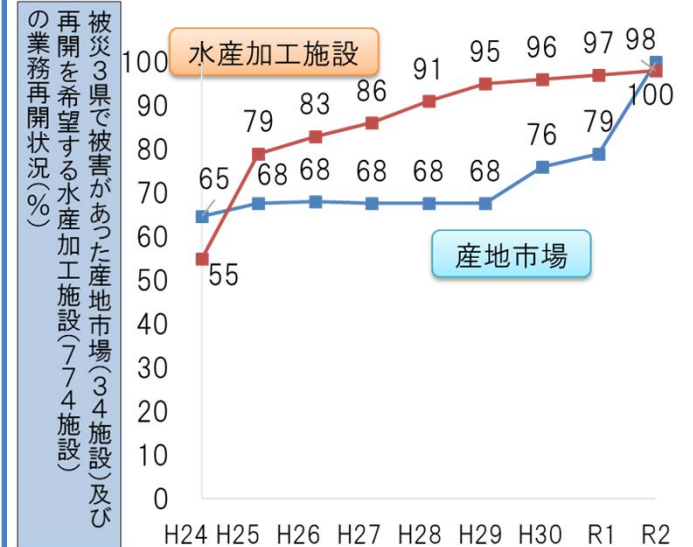
○水産業の水揚げ状況



○漁港の復旧状況



○加工流通施設の復旧状況



○漁港の復旧の事例（岩手県上閉伊郡大槌町）



○水産加工施設の改修事例（宮城県石巻市）



漁船漁業の復旧・復興について

○共同利用漁船等復旧支援対策事業

実績：10,330隻（2021年1月末時点）

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船、定置網などの漁具を導入する場合に、国は、事業費の1/3を補助し、あわせて都道府県が事業費の1/3以上を補助。

○がんばる復興支援事業

実績：133隻及び23か統（2021年1月時点）

地域の漁業者が新しい操業形態の導入など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費（人件費、燃油費、販売費など）を支援。（操業費用等経費の1/2等）

風評被害対策について

○説明会等の実施

・東北復興水産加工品展示商談会、
ジャパンインターナショナルシーフード
ショー、シーフードショー大阪、スーパー
マーケットトレードショー、各地消費地でのセミナー

・Fish-1グランプリ（プライドフィッシュ
料理・ファストフィッシュ商品のコンテスト）での展示及び説明 等

令和2年10月28日大阪にて開催の消費地商談会でのセミナーの様子▼



福島県の沿岸漁業（沖合底びき網漁業含む）における漁業再生に向けた取組

- ・令和2年水揚量は震災前の17.5%程度で、水揚量の増加が課題
- ・令和2年9月より、相馬双葉地区では「がんばる漁業復興支援事業」を活用し、沖合底びき網漁業の水揚量回復を目指した取組を開始。5年後に震災前の5割以上を目指すこととしている。

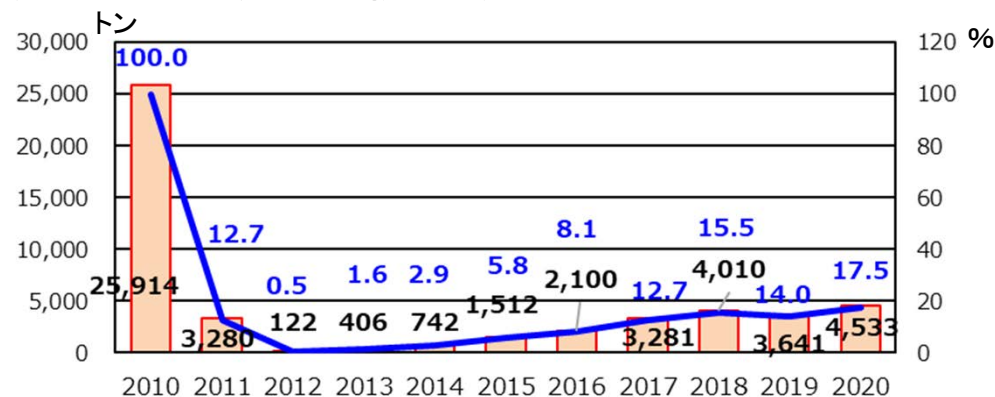
令和2年水揚量は震災前の17.5%程度で、水揚量の増加が課題。

令和2年9月より、相馬双葉地区では「がんばる漁業復興支援事業」を活用し、沖合底びき網漁業の水揚量回復を目指した取組を開始。5年後に震災前の5割以上を目指すこととしている。

震災直後、県内の漁業協同組合が、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛。

平成24年6月から、放射性物質の値が低い魚種の試験操業・販売を実施。その後、順次、漁業種類・対象種・海域を拡大し、令和2年2月から全ての魚種で試験操業を実施。

操業日数や操業時間の増加による拡大が必要
他方、漁獲量増加に伴う魚価低下が懸念



○福島県における沿岸漁業（属地・沖底含む）及び海面養殖業の水揚量

- 目標を定め、計画的な漁獲拡大
- 価格を支えるための流通・消費の拡大
- 風評払拭のための様々な情報発信
- 増えた資源の持続的利用方策も必要

令和元年12月に閣議決定した「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」について、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、名称を「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」とした上で、所要の改正を行う。

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

地震・津波被災地域

○ 被災者支援

(心のケア、コミュニティ形成、子どもへの支援等)

被災者が直面する課題は様々であり、社会情勢も変化する中、引き続き、事業の進捗に応じた支援を継続。

○ 住まいとまちの復興

- 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業
復興交付金廃止に伴い、別の補助事業により支援。
補助率嵩上げと特別家賃低減事業を災害公営住宅の管理開始後10年間継続。

- 沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用
造成宅地や移転元地等の活用について、計画から活用まで、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。
これにより、政府全体の施策の総合的な活用を図り、被災地方公共団体の取組を後押し。

○ 産業・生業の再生

- 東日本大震災事業者再生支援機構等による支援
販路開拓等の課題解決に向けたサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を支援。

※原子力災害による被害を受けた事業者についても支援

➤ 水産業の支援

被災地の中核産業である水産業について、漁場のがれき撤去等による水揚げ回復、水産加工業における販路回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援。

○ 地方創生との連携強化

人口減少等の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要。
復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化。

※避難指示解除地域の復興・再生に向けても連携

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」改定案の概要

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

原子力災害被災地域

○ 事故収束(廃炉・汚染水対策)

ALPS処理水について、先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論。

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

➤ 避難指示解除地域における移住等の促進

帰還促進と併せ、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等のため、交付金により地方公共団体や移住・起業する個人を支援。

➤ 避難指示解除等区域の復興に資するインフラ整備
社会資本整備総合交付金(復興枠)による総合的・一体的な社会資本整備の支援を継続。

➤ 帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組

特定復興再生拠点区域について、目標期間内の避難指示解除に向け、進捗管理を行いつつ、引き続き整備。
同拠点区域外について、各地方公共団体の課題・要望等を丁寧に伺いながら方針の検討を加速化。

○ 国際教育研究拠点の整備

福島創造復興に不可欠な研究及び人材育成、産業競争力強化や世界にも共通する課題解決に貢献する観点から、「創造復興の中核拠点」として新設。
復興推進会議決定に基づき推進。

○ 営農再開の加速化

福島特措法による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援。

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

被災地全体の農林水産や観光等における風評払拭に向け、引き続き国内外への情報発信を推進。
食品等に関する出荷規制等について、知見やデータの蓄積を踏まえ、科学的・合理的な見地から検証。
検証結果等について、分かりやすく情報発信。
※ 福島県のみならず規制の残る地域全体を対象

事業規模と財源

平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源は、32.9兆円程度。

組織

- 復興庁の設置期間は令和13年3月31日まで延長。
- 岩手・宮城の復興局の位置を釜石市・石巻市に変更。
- 復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有